

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）抄  
 （第三十二条関係（平成十七年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	附 則	改 正 前

令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的讀替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3) 11 (略)

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金(平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときのその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

13)  
15

令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的讀替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3) 11 (略)

12)  
14)